

## 施工するには許可が必要になります！

～令和7年5月26日より盛土規制法による規制を開始～

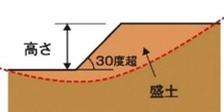
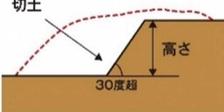
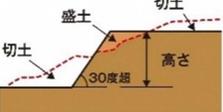
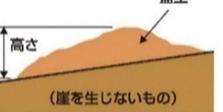
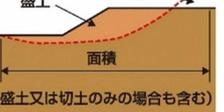
令和7年5月26日に県全域(静岡市、浜松市を除く)を盛土規制法による規制区域に指定します。

※静岡市および浜松市は、それぞれの市が規制区域を指定します。

### 規制の対象となる盛土等の規模

以下のような盛土等を行う場合、静岡県への許可申請等が県内全域で必要になります。(静岡市・浜松市で盛土等を行う場合は、各市に確認してください。)

#### <宅地造成・特定盛土等>

- 1 盛土で高さが1m超の崖を生ずるもの  

- 2 切土で高さが2m超の崖を生ずるもの  

- 3 盛土と切土を同時に行い、高さ2m超の崖を生ずるもの(①②を除く)  

- 4 盛土で高さが2m超となるもの(①③を除く)  

- 5 盛土又は切土をする土地の面積が500㎡超となるもの(①②③④を除く)  


#### <土石の堆積>

- 6 最大時に堆積する高さが2m超となるもの(許可等の対象は、面積が300㎡超のもの)  

- 7 最大時に堆積する面積が500㎡超となるもの(⑥を除く)  


※「崖」とは地表面が水平面に対してなす角が30度を超えるものを指します。

静岡県での許可対象は宅地造成等工事規制区域、特定盛土等規制区域とも同規模となります。

### 許可の基準

許可の取得にあたっては、以下の事項を確認します。

技術的基準	国や県の定める技術的基準を満たしているか。
周辺地域の住民への周知の状況	「住民説明会」、「書面配布」、「掲示板及びインターネット掲示」のいずれかの方法で、周辺地域の住民への周知がなされているか。
資力、信用、施工能力	工事主が、安全に工事を完了することができるかと認められるだけの資力、信用を有するか。 工事施工者が、安全に工事を完了することができるかと認められるだけの施工能力を有するか。
地権者等の同意	工事をしようとする土地の所有者や賃借権者をはじめ、必要な地権者等の全員の同意を得ているか。

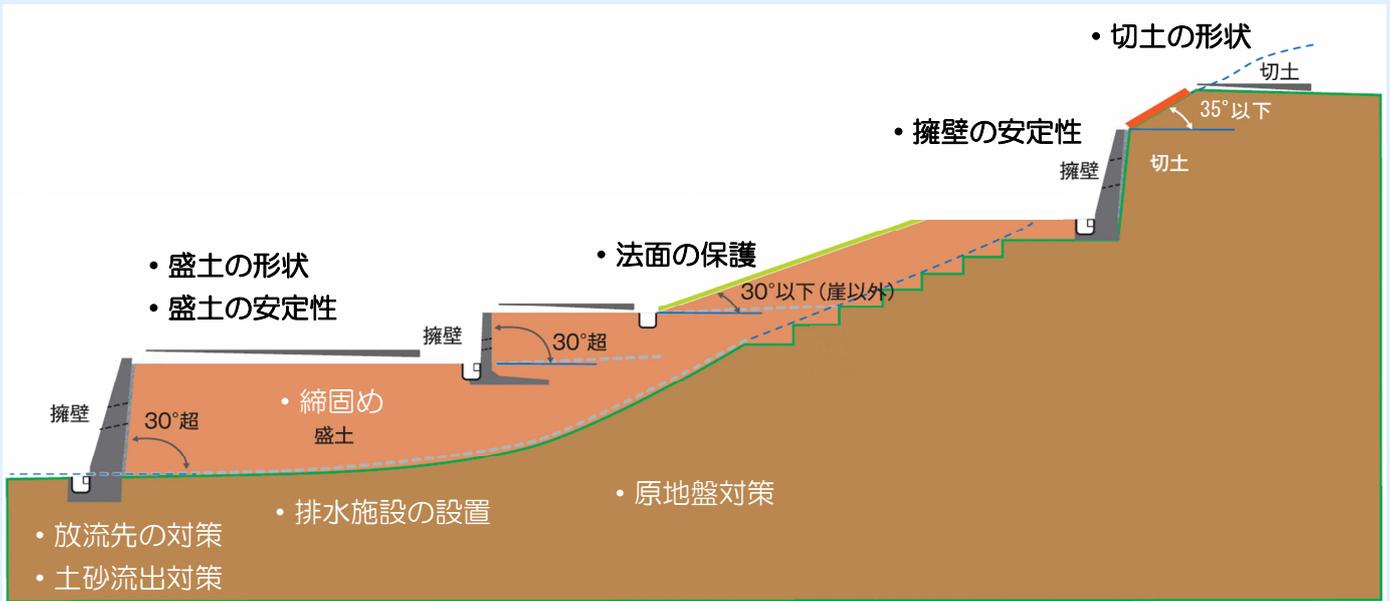
※詳しくは静岡県の「申請の手引き」を確認ください。

### 許可に関する主な手続き

- ①申請前
  - 事前計画書作成
  - 土地所有者等全員の同意
  - 周辺地域の住民への事前周知
- ②申請
  - 許可申請
  - 審査・許可
- ③施工中
  - 現場での標識掲示
  - 定期報告(3か月ごとに報告)
  - 中間検査(特定工程を含む場合に実施)
  - ※特定工程:工事完了後に視認困難となる工程
- ④完了
  - 完了検査(安全基準への適合について現地検査)

## 技術的基準（主要な事項）

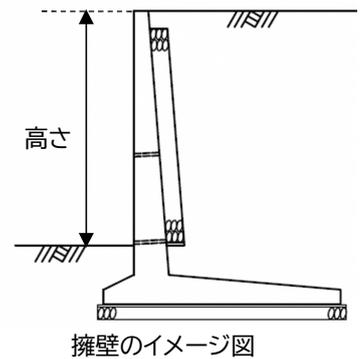
盛土規制法の許可を受けるためには、次に掲げる基準を満たす必要があります。  
詳しくは、「申請の手引き」をご確認ください。



### 擁壁の安定性

以下の一定規模以上の擁壁は、耐震設計を必須とします。

区分	規模	耐震設計
義務設置擁壁 (政令第8条に 規定されてい る擁壁)	<ul style="list-style-type: none"> <li>高さ5mを超える擁壁</li> <li>谷埋め型大規模盛土に設置する擁壁</li> <li>腹付け型大規模盛土に設置する擁壁</li> <li>高さ15mを超える盛土・切土に設置する擁壁</li> </ul>	必須
	<ul style="list-style-type: none"> <li>高さ1mを超える崖(盛土)に設置する擁壁</li> <li>高さ2mを超える崖(切土)に設置する擁壁</li> </ul>	—



### 盛土の安定性

大規模な盛土を施工する場合には、安定計算により常時・地震時における盛土の安定性の確認を義務化します。

- 溪流等における 3,000 m<sup>3</sup>以上の谷埋め盛土
- 地盤勾配 20 度以上かつ高さ5m以上の腹付け盛土
- 高さ 15mを超える盛土

※溪流等の範囲は、盛土対策課ウェブサイト等で公開



溪流等の範囲の例(図中の青範囲)

規制区域の確認方法はこちら！

静岡県盛土対策課ウェブサイト



県内の違法・危険な盛土、盛土の異常に関する情報提供はこちら！

盛り土 110 番  
054-252-9000  
又は  
インターネット送信フォーム

